証券コード　8138
2020年６月４日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番８号
三京化成株式会社
代表取締役
社　　長　小　川　和　夫

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面により議決権を行使いただくことを強くご推奨申しあげます。
　書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　**2020年６月25日(木曜日)　午前10時**
2. **場　　所**　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
　　ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**
　報告事項
　　1. 第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
　　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
　　計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第２号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件
　　第３号議案　退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金贈呈の件

以上

～～～

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化等を背景とした海外経済の減速による輸出や生産の低下、消費増税後の個人消費減など、景気後退感が強まってきていたところに、2020年年明け以降には、中国武漢における新型コロナウイルス感染症の蔓延が判明し、後には欧米主要各国においても感染爆発を引き起こすなど、未曽有の規模のパンデミックになりました。

そのため、各国において海外からの入国制限、人の移動制限及び外出禁止令などの規制措置が相次ぐなど、世界の日常生活と経済活動に甚大な打撃を及ぼすに至りました。

このような状況の下、当社グループは、お客さま本位の積極的な営業活動に注力するとともに、市場の変化を先取りした提案型営業活動の推進など営業施策の強化に努めました。また、年度末においては感染症の拡大を受けて、社内の感染予防対策に努めるとともに、商材の確保と納期調整等の情報収集と関係先へのフィードバックにより、供給責任の遂行に尽力いたしました。

これらの結果、売上高は243億５千６百万円（前年同期比2.2%増）と増収となりましたが、販売費及び一般管理費の大幅な増加（前年同期比6.5%増）により、営業利益は５千９百万円（前年同期比76.3%減）、経常利益は１億６千７百万円（前年同期比52.5%減）と大幅減益となりました。販売費及び一般管理費が増加した主な要因は、基幹業務新システムの本番移行に伴う減価償却の開始、東京支社の移転に伴う一時費用の発生及び2018年８月にタイで設立した合弁子会社SY RUBBER（THAILAND)社の初期運営費用であります。

親会社株主に帰属する当期純利益は７百万円（前年同期比97.9%減）で、投資有価証券評価損など特別損失が５千７百万円あったのに対し、前連結会計年度は逆に不動産及び投資有価証券売却による特別利益が２億１千６百万円あったため、減益幅は更に大きくなりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

［科学事業］

＜土木・建材資材関連分野＞

土木関連分野では、中京地区大型道路工事物件等のインフラ工事関連で地盤改良用のセメント添加薬剤が増加したほか、コンクリート関連顧客向け添加剤の新規納入や断熱ボード用薬剤の増量などにより、地盤強化用パイル製造用薬剤等の減少を上回り増収となりました。

建材資材関連分野では、内装材の化粧材や壁紙等が低調で同用途のフィルムや薬剤は減少しましたが、建材ボード用の工程薬剤の伸長、設備販売、加えて昨年低調であった塗料関連薬剤と発泡断熱システム用薬剤が持ち直したこともあり増収となりました。

＜情報・輸送機器関連分野＞

情報関連分野では、リチウムイオン電池用途の放熱材料、ディスプレイ用高性能フィルム関連薬剤は堅調に推移し、また太陽光発電関連への新規高機能樹脂の採用もありましたが、他方で中国の自動車関連の落ち込みにより部品納入が大きく減少したほか、一部半導体封止用樹脂や精密洗浄剤も減少したため減収となりました。

輸送機器関連分野では、オートバイの国内生産の縮小により一部の成型樹脂や車体用防振樹脂等は減少しましたが、車載用電装部材の伸長に加えて環境規制強化により排気ガス浄化関連薬剤の新たな採用があったことから増収となりました。

＜日用品関連分野＞

日用品関連分野では、堅調であった眼鏡レンズ機能性コート剤の納入減、製靴関連の落ち込み及び機能性発泡樹脂関係の販売減少を、新たに採用された化粧品関連薬剤、レンズ用精密洗浄剤の伸長により前年並みとなりました。

フィルム関連分野では、生鮮野菜、チルド食品等包装用途の拡大により防曇性やガスバリア性、低温耐ピンホール性などを有する高機能性フィルムが堅調に推移するなか、食品用軟質包装フィルムの一部商権が回復し増収となりました。

＜化学工業関連分野＞

繊維関連分野では、繊維の国内加工の縮小が続くなか衣料用の染色整理用染料や染色助剤の落ち込みにより減収となりました。

化学工業関連分野では、東南アジアからの輸入基礎化学品及び化粧品関連材料は増加しましたが、中国の爆発事故による安全対策規制強化により、輸入化学品に玉不足や価格高騰が生じ一部輸入化学品の受注が出来ず、また新型コロナウイルスによる需要減の影響もあり同分野全体では減収となりました。

これらの結果、科学事業セグメントの売上高は200億２千９百万円（前年同期比3.2％増）と増収となりましたが、タイの合弁子会社SY RUBBER(THAILAND)社を含む営業費用の増加を吸収しきれず、営業利益は２億８千７百万円（前年同期比22.3%減）にとどまり減益となりました。

〔建装材事業〕

戸建住宅及び集合住宅の市況低迷により、造作部材、樹脂製品及び建具等の既存商品の販売が大幅に減少し、2018年から納入を開始したキッチンの伸長及び収納家具の新規採用によるプラスはあったものの、カバーするまでには至りませんでした。

これらの結果、建装材事業セグメントの売上高は43億２千６百万円（前年同期比1.9％減）と減収となり、収益面では商品構成の悪化と販売経費増も重なったため、営業損失は３千万円（前年同期は営業利益８千４百万円）と前年同期比で大幅な減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は111,659千円であり、その主なものは、機械及び装置であります。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による未曽有のパンデミックは、欧米各国をはじめとした世界の日常生活と社会・経済活動に甚大な打撃を及ぼしており、各国は段階的な再開を目指しているものの、短期間での経済回復は困難であると予測されています。

わが国においては、感染状況には収束の兆しが表れてきたとはいえ、輸出、内需の双方に非常に大きな落ち込みをきたしており、政府による大規模な金融支援や財政出動等による下支えがあっても、当面は大幅なマイナス成長が不可避であると思われます。

このような厳しい環境下において、当社グループは、引き続き役職員の感染防止に留意しつつ、国内事業では、国内外の状況変化に迅速に対応し、商材の安定供給と機会損失の防止による取引拡大及び在庫ロス削減と経費節減による収益改善を図るとともに、取引先と緊密に連携して新規商材の開発に注力します。

また、海外事業では、従来からの４拠点（香港、上海、タイ、シンガポール）との連携による輸出入及び海外進出企業との取引拡大に加えて、2018年８月タイに設立したSY RUBBER (THAILAND) CO.,LTD.（資本金88,800千タイバーツ、当社出資比率90％）は、合弁パートナーの山川モールディング株式会社との一致協力のもと、タイ及びその周辺諸国に進出する日本企業との取引拡大に繋げていく所存であります。

業務改善活動では、ISO9001・14001及び事業継続マネジメントシステム(BCMS) による体質強化活動を引き続き推進します。また、この度の感染症対応で従来以上に重要性が増しているICT（Information and Communication Technology）の活用などを通じて、多様な働き方と働きやすい職場づくりを推進し、業務効率の改善と事業の持続性の向上を図ってまいります。

更なる飛躍を目指し、グループ一丸となってこれらの課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第91期 2017年３月期	第92期 2018年３月期	第93期 2019年３月期	第94期 2020年３月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	22,148	22,656	23,826	24,356
経常利益（百万円）	364	335	351	167
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	241	275	340	7
１株当たり当期純利益（円）	185.86	212.84	262.55	5.43
総資産（百万円）	15,489	17,380	17,743	15,867
純資産（百万円）	9,028	9,697	9,776	9,539

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大同工業株式会社	三重県	千円 10,000	100.0%	住宅用部材の保管・仕分梱包・出荷
キョーワ株式会社	島根県	千円 33,150	100.0%	各種木工製品の製造販売
産京貿易（上海）有限公司	中国上海市	千円 170,000	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 350	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.	ﾀｲ王国ﾊﾞﾝｺｸ都	千タイバーツ 20,000	100.0%	商品の仕入・販売
SY RUBBER (THAILAND) CO.,LTD.	ﾀｲ王国ｻﾑｯﾄﾌﾟﾗｶｰﾝ県	千タイバーツ 88,800	90.0%	工業用ゴム製品の製造販売

(6) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
科学事業	土木・建材資材関連、情報・輸送機器関連、日用品関連及び化学工業関連の各分野における原料・資材となる商品の販売
建装材事業	住宅用部材の販売及び各種木工製品の製造販売

(7) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社・大阪支社	大阪府	名古屋支店	愛知県
東京支社	東京都	山陽営業所	岡山県
浜松支店	静岡県	九州営業所	福岡県

(8) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
176名	15名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　5,185,000株
(2) 発行済株式の総数　1,560,000株（自己株式225,108株を含む。）
(3) 株主数　1,778名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社新光企画	142千株	10.68%
Black Clover Limited	138	10.38
株式会社みずほ銀行	63	4.72
大同生命保険株式会社	43	3.22
三京化成従業員持株会	41	3.10
花王株式会社	35	2.63
グンゼ株式会社	34	2.60
小川和夫	32	2.46
ナカバヤシ株式会社	27	2.03
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	25	1.87

(注) 当社は自己株式225,108株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川和夫	営業本部長 大同工業株式会社代表取締役社長 SANKYO KASEI SINGAPORE PTE.LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI（THAILAND）CO.,LTD. 取締役社長 SY RUBBER（THAILAND）CO.,LTD. 取締役
常務取締役	小野敏夫	建装材事業部長
取締役	大林和幸	大阪支社長 産京貿易（上海）有限公司董事長
取締役	大槻一博	管理部長
取締役	吉田充	東京支社長兼ＳＢ事業部長
取締役 （常勤監査等委員）	尾﨑寛三	
取締役 （監査等委員）	北嶋紀子	弁護士 フェニックス法律事務所共同代表 ダイトロン株式会社社外監査役
取締役 （監査等委員）	岡健治	税理士
取締役 （監査等委員）	中田英里	公認会計士

(注)1. 当社は、2019年６月26日開催の第93期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役尾﨑寛三氏、福本繁氏、新谷充則氏及び岡健治氏は退任し、このうち尾﨑寛三氏及び岡健治氏が取締役（監査等委員）に就任しております。また、北嶋紀子氏及び中田英里氏が取締役（監査等委員）に就任しております。

2. 取締役（監査等委員）北嶋紀子、岡健治、中田英里の各氏は、社外取締役であります。

3. 取締役（監査等委員）岡健治、中田英里の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役（監査等委員）北嶋紀子、岡健治、中田英里の各氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出ている独立役員であります。

5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、尾﨑寛三氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 (監査等委員を除く)	７名	100,200千円	（うち社外取締役	２名	900千円）
取締役 (監 査 等 委 員)	４名	13,084千円	（うち社外取締役	３名	4,556千円）
監査役	４名	4,068千円	（うち社外監査役	３名	1,226千円）

(注)1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、取締役５名に対する当事業年度に係る役員賞与20,200千円が含まれております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額20,109千円（取締役７名分19,631千円、監査役４名分478千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役北嶋紀子氏の兼職先であるフェニックス法律事務所及びダイトロン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	北嶋紀子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、取締役として３回、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、企業経営全般にわたり適切な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岡　健治	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、監査役として３回、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会２回、監査等委員会10回全てに出席し、税理士として培ってきた豊富な経験をもとに、企業経営全般にわたり適切な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中田英里	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、取締役として３回、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会10回全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、企業経営全般にわたり適切な助言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,200千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、前事業年度の会計監査人監査の遂行状況、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持・向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本方針として、株主の皆様への利益還元を行ってまいる所存であります。

また、定款に、会社法第459条第１項各号の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、１株当たり85円（うち中間配当金42円50銭）としております。

内部留保資金については、企業価値向上に向けた投資資金としての確保と将来の事業展開に備えた経営基盤の強化に使用してまいる所存であります。

〜〜〜

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,501,981	流動負債	5,237,140
現金及び預金	1,180,845	買掛金	3,372,081
受取手形及び売掛金	6,044,282	電子記録債務	1,419,945
電子記録債権	1,278,431	1年内返済予定の長期借入金	30,064
有価証券	54,154	未払法人税等	16,862
商品及び製品	737,646	賞与引当金	57,220
仕掛品	20,416	役員賞与引当金	20,200
原材料及び貯蔵品	42,336	その他	320,766
その他	143,869	固定負債	1,091,286
		長期借入金	85,443
		リース債務	73,316
		役員退職慰労引当金	300,738
		退職給付に係る負債	3,020
		繰延税金負債	505,148
固定資産	6,365,696	再評価に係る繰延税金負債	97,857
有形固定資産	2,060,454	その他	25,763
建物及び構築物	970,832	負債合計	6,328,427
機械装置及び運搬具	250,280	(純資産の部)	
土地	782,482	株主資本	8,110,671
リース資産	21,854	資本金	1,716,600
その他	35,004	資本剰余金	1,456,843
無形固定資産	175,993	利益剰余金	5,394,797
投資その他の資産	4,129,248	自己株式	△457,568
投資有価証券	3,909,481	その他の包括利益累計額	1,403,866
関係会社株式	63,072	その他有価証券評価差額金	1,346,980
退職給付に係る資産	21,882	土地再評価差額金	32,572
繰延税金資産	2,942	為替換算調整勘定	24,313
その他	132,896	非支配株主持分	24,711
貸倒引当金	△1,026	純資産合計	9,539,250
資産合計	15,867,677	負債及び純資産合計	15,867,677

連結損益計算書

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**24,356,415**
売上原価		**22,140,407**
売上総利益		**2,216,008**
販売費及び一般管理費		**2,156,905**
営業利益		**59,103**
営業外収益		
受取利息・配当金	90,322	
持分法による投資利益	5,747	
仕入割引	4,290	
雑収入	19,437	119,797
営業外費用		
支払利息	654	
売上割引	4,345	
雑損失	6,874	11,874
経常利益		**167,026**
特別利益		
固定資産売却益	57	57
特別損失		
固定資産除却損	3,306	
投資有価証券評価損	51,944	
その他	1,828	57,079
税金等調整前当期純利益		**110,004**
法人税、住民税及び事業税		108,987
法人税等調整額		285
当期純利益		**730**
非支配株主に帰属する当期純損失		**6,483**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,214**

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**9,012,214**	**流動負債**	**5,125,971**
現金及び預金	763,384	電子記録債務	1,419,945
受取手形	1,044,536	買掛金	3,283,953
電子記録債権	1,275,496	未払法人税等	14,125
売掛金	4,888,147	賞与引当金	55,706
有価証券	54,154	役員賞与引当金	20,200
商品	648,002	リース債務	48,933
前払金	110,007	その他	283,108
関係会社短期貸付金	214,372	**固定負債**	**929,350**
その他	14,114	長期預り保証金	2,737
		役員退職慰労引当金	300,738
		繰延税金負債	472,027
		再評価に係る繰延税金負債	97,857
		リース債務	55,990
固定資産	**6,496,061**	**負債合計**	**6,055,322**
有形固定資産	**1,569,430**	(純資産の部)	
建物	877,964	**株主資本**	**8,073,279**
構築物	14,826	**資本金**	**1,716,600**
機械及び装置	155,471	**資本剰余金**	**1,456,843**
工具、器具及び備品	28,833	資本準備金	1,433,596
土地	475,482	その他資本剰余金	23,247
リース資産	16,852	**利益剰余金**	**5,357,404**
無形固定資産	**155,621**	利益準備金	298,619
リース資産	126,561	その他利益剰余金	5,058,784
その他	29,059	特別償却準備金	3,145
投資その他の資産	**4,771,009**	別途積立金	4,705,500
投資有価証券	3,908,420	繰越利益剰余金	350,138
関係会社株式	572,067	**自己株式**	**△457,568**
関係会社長期貸付金	460,220	**評価・換算差額等**	**1,379,673**
前払年金費用	21,882	その他有価証券評価差額金	1,347,101
その他	123,265	土地再評価差額金	32,572
貸倒引当金	△314,847	**純資産合計**	**9,452,953**
資産合計	**15,508,275**	**負債及び純資産合計**	**15,508,275**

損 益 計 算 書

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**23,095,848**
売上原価		**21,037,764**
売上総利益		**2,058,084**
販売費及び一般管理費		**1,832,706**
営業利益		**225,377**
営業外収益		
受取利息・配当金	147,370	
仕入割引	4,290	
雑収入	23,834	175,495
営業外費用		
支払利息	1,209	
売上割引	4,345	
貸倒引当金繰入額	75,374	
雑損失	26,251	107,180
経常利益		**293,692**
特別利益		
固定資産売却益	57	57
特別損失		
固定資産除却損	3,306	
投資有価証券評価損	51,944	
その他	1,828	57,079
税引前当期純利益		**236,671**
法人税、住民税及び事業税	105,533	
法人税等調整額	216	105,749
当期純利益		**130,921**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

三 京 化 成 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

大阪事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　道　幸　靜　児　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　直　也　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三京化成株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

三京化成株式会社
取締役会御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　道幸静児　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　直也　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三京化成株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全てのの重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

三京化成株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　尾　﨑　寛　三　㊞

監査等委員　北　嶋　紀　子　㊞

監査等委員　岡　　健　治　㊞

監査等委員　中　田　英　里　㊞

(注)　監査等委員北嶋紀子、岡健治及び中田英里は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	小川和夫（おがわかずお） （1954年１月２日生） 再任	1981年４月　当社入社 1986年３月　取締役 1988年６月　常務取締役 1991年６月　取締役副社長 1992年６月　代表取締役社長（現任） 1995年５月　営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 大同工業株式会社 代表取締役社長 SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD. 取締役社長 SY RUBBER (THAILAND) CO.,LTD. 取締役	32,832株
	（候補者とした理由） 中国のほか東南アジア３カ国（香港・シンガポール・タイ）に営業拠点を設立し、営業基盤の拡大・整備を図る一方、新規事業(製造事業を含む)開発にも取り組み、事業領域の拡大を推進するなど、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としました。		
2	大林和幸（おおばやしかずゆき） （1958年１月20日生） 再任	1980年４月　当社入社 2009年４月　建装材事業部営業次長 2011年２月　建装材事業部長 2012年６月　取締役建装材事業部長 2016年４月　取締役兼キョーワ株式会社代表取締役 2017年10月　取締役大阪支社長（現任） （重要な兼職の状況） 産京貿易（上海）有限公司 董事長	1,700株
	（候補者とした理由） 豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在西日本全域の営業活動及び海外事業の統括責任者として経営に携わっております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>候補者の有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>おお　つき　かず　ひろ
大　槻　一　博
（1954年５月23日生）
再任</td><td>1977年３月　グンゼ株式会社入社
2010年８月　同社エンプラ事業部管理課長
2015年６月　当社入社　顧問
常勤監査役
2018年６月　取締役管理部長（現任）</td><td>900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（候補者とした理由）
経理、財務、法務、人事等の管理業務全般に通じており、現在は当社管理部長を務めております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督の公正・的確な遂行を通じて、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>よし　だ　　みつる
吉　田　　充
（1961年１月６日生）
再任</td><td>1983年４月　当社入社
2010年10月　東京支社営業次長兼営業第二課長
2013年１月　大阪支社営業次長
2015年１月　東京支社営業次長
2017年10月　東京支社長
2018年６月　取締役東京支社長兼ＳＢ事業部長（現任）</td><td>700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（候補者とした理由）
豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在、東京支社及びSB事業部における営業業務の統括責任者として職務を遂行しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督の公正・的確な遂行を通じて、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>こ　ばやし　たつ　じ
小　林　達　司
（1970年９月21日生）
新任</td><td>1994年４月　当社入社
2014年４月　山陽営業所所長
2015年10月　名古屋支店支店長代理
2019年４月　名古屋支店支店長（現任）</td><td>1,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（候補者とした理由）
豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在、名古屋支店における営業業務の統括責任者として職務を遂行しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督の公正・的確な遂行を通じて、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）各候補者は、いずれも当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2017年6月28日開催の定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）について、現プランの有効期間が2020年３月期の事業年度に係る定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることに鑑み、現プラン導入後も引き続き買収防衛策をめぐる諸々の動向や様々な議論を踏まえ、その取り扱いを検討してまいりました。

その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現プランを更新（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）することを、2020年５月11日開催の取締役会において決議いたしましたので、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理を行っておりますが、基本的なスキームについては現プランからの変更はございません。

本定時株主総会においてご承認いただいた場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本プランの継続は、監査等委員である社外取締役３名を含む取締役の全員一致により決議されております。

概要については、次のとおりであります。

１．提案の理由

（１）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為のなかには、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為のなかには、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社は、当社の経営にあたって、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

従って、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

（２）当社の企業価値の源泉

当社は、1946年７月の創業以来、染料、工業薬品等の化学品商社として、業界において確たる地位を築いております。当社は、設立当初から、社内に「試験室」を設置するなど技術指向型の営業活動を展開しており、メーカーに対する顧客ニーズと技術情報の的確な提供、新商品の開発に関するメーカーとの協業、得意先に対する専門的な商品情報や商品特性のスピーディーな提供、技術サービスの実施など、単なる流通事業の一翼を担う業態とは異なる営業活動を行っております。事業範囲は、土木・建材資材関連分野、情報・輸送機器関連分野、日用品関連分野、化学工業関連分野などをターゲットとし、顧客中心の営業活動を通して、顧客とともに発展を遂げ、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、市場における信用を培いつつ社会に貢献することを経営の基本方針としております。

このように、当社は、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを汲み取り、メーカーとの協業等を通じて顧客のニーズに応じた商品を提供していく実績の積み重ねが、当社を新たなるステップへ導き、更なる成長・飛躍を可能にするものと考えており、このようなビジネスモデルの維持・発展こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

（３）当社の企業価値向上への取り組み

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで的確な商品・サービスの提供をはかるため、中長期的に以下の４つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

①収益の向上

当社は創業以来、一貫して技術コンサルタントを主体とした技術指向型営業を行い、商社でありながらファブレスによるものづくりを行うなど、より付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル（精密化学品）商品への指向を図るなか、化学系商材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。また、建装材事業にメーカー機能を取り込み、その強化を図るため、2015年12月に家具及び木工製品の製造販売を主たる事業とするキョーワ株式会社を完全子会社とし、事業基盤の拡充とグループ収益の改善に持続的に取り組んでおります。

②海外の市場拡大

近年、国内経済がシュリンクするなか、営業の軸足を東南アジアを中心とした海外に移し、海外のお客様に対する販売だけでなく輸入品の取り扱いにも力を入れて取り組んでおります。これまで当社は1995年に東洋紡績株式会社（現 東洋紡株式会社）との合弁で香港に三東洋行有限公司を、2002年にはSANKYO KASEI SINGAPORE PTE.LTD.を、2007年には中国上海市に産京貿易（上海）有限公司を、また2010年にはタイ王国バンコク都にSANKYO KASEI（THAILAND）CO.,LTD.をいずれも独資で設立、更に工業用ゴム製品メーカーの山川モールディング株式会社との合弁により、工業用ゴム製品の製造販売を事業内容とする新会社“SY RUBBER（THAILAND）CO.,LTD.”を2018年8月に設立し、タイのサムットプラカーンにて、2019年2月から事業を開始しております。これらの海外５拠点と国内６拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

③環境保全と高品質体制の確立

環境保全が企業の社会的責任として益々重要になることを意識し、すべての事業活動において環境保全に心がけるとともに、環境配慮型商品の拡販に努めております。同時に、品質マネジメントシステムの実効性を高めるべく、仕事の標準化、プロセスの可視化を促進し、高品質体制の維持・改善・革新に取り組むとともに、顧客の要求に適合する製品・サービスの確実な提供に努めております。

④事業継続計画への取組み

予想される広域災害及び重大な局所災害の発生後、人命を尊重し、会社がいち早く事業を再開し、災害に起因する従業者の経済的不安の解消や、生活行動の早期正常化を目指すとともに、感染症の流行に関しては、社会的責任と事業継続の観点から、感染を広める行為を行わないよう配慮することとしております。このように非常時において当社グループのレジリエンスを発揮し、出来る限りの社会貢献を行うことを目的として「事業継続計画（BCP）」を策定しております。

この計画により、お客様への商品・製品の納入を早期に確保し、お客様所有資産（情報及び知的財産を含む。）の流出防止・保全対策に貢献するとともに、当社グループの知的財産やノウハウ流出の保護を行い、お客様のみならず利害関係者に安心を提供し、信頼と満足を得る企業となることを目指しております。

（４）株主への還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

２．本プランの必要性

以上のように、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とするものであるべきと考えております。

もとより、当社は、前述のように、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益のため、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを設定しておくことが必要であると判断いたしました。その概要につきましては、別紙１「本プランの概要」をご参照ください。

なお、2020年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙５「当社の大株主の状況」の記載のとおりであり、現時点において、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。

３．本プランの内容

（１）本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

(注1)：特定株主グループとは、

（ｉ） 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者(同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に規定する保有者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ⅱ） 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）：議決権割合とは、

（ⅰ） 特定株主グループが、（注1）の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

（ⅱ） 特定株主グループが、（注1）の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

（２）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに従う旨及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付の時期、取引の仕組み等
④当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
⑤当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠
⑥当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
⑦その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記（４）に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。ただし、大規模買付者に必要情報を追加的に提供していただく期限の上限を、当社が必要情報のリストに従った情報を大規模買付者から最初に受領した日（初日不算入）から60日に限定し、60日が経過した時点で後記（３）に規定する評価・検討手続を開始するものとします。

なお、意向表明書及び必要情報の言語は、追加的に提供いただくものを含め、日本語に限らせていただきます。

また、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適時に開示します。

（３）取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、後記（５）（ⅲ）により、対抗措置の発動に関し株主総会を開催する場合においては、大規模買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

また、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により必要な期間内で取締役会評価期間を延長（最大30日）することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価･検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

（４）独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します（その概要につきましては別紙２「独立委員会の概要」をご参照ください。）。

独立委員会は３名以上の委員により構成され、当社社外取締役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします（独立委員会の委員につきましては別紙３「独立委員会の委員の氏名及び略歴」の各氏を予定しております。）。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動するべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

①必要情報が不十分である場合に、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること

②当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること

③当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること

④直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと

⑤本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること

⑥その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとします。

（５）大規模買付者に対する対応方針

（ⅰ）大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害さないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

（ⅱ）大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

(ⅲ)なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することが相当と判断する場合でも、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。株主総会を開催する場合においては、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。また、当社取締役会は、一旦対抗措置の発動を決定した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または独立委員会の勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対して対抗措置の停止または変更を諮問したうえで、新株予約権を無償取得し対抗措置の停止または変更を行うことがあります。この場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示します。なお、新株予約権の無償取得を複数回行う場合は、いずれも同一の条件とします。

（６）対抗措置の具体的内容

上記（５）により、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討したうえで判断します。

具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は、別紙４「新株予約権の概要」の記載のとおりですが、この場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。

４．株主・投資家に与える影響等

（１）本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様に、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋がるものと考えます。従って、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

（２）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、または大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を選択した際に、新株予約権の無償割当を受けるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の概要については別紙４「新株予約権の概要」の記載のとおりですが、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

５．本プランの有効期間等

本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合、本プランは発効し、その有効期間は３年間（本定時株主総会終結時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで）とします。本プランの再継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については改めて定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において継続をご承認いただき発効した後であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

６．本プランの合理性

（１）買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

（２）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、上記３にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入・継続されるものです。

（３）株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。また、上記３（５）（ⅲ）記載のとおり、対抗措置の発動にあたって、一定の場合には、株主総会において株主の皆様の意思の確認が行われる場合もあります。さらに、上記５に記載したとおり、本プランには有効期間を３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

（４）合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（５）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動及び本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、別紙２「独立委員会の概要」にあるとおり、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（６）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

本プランの概要

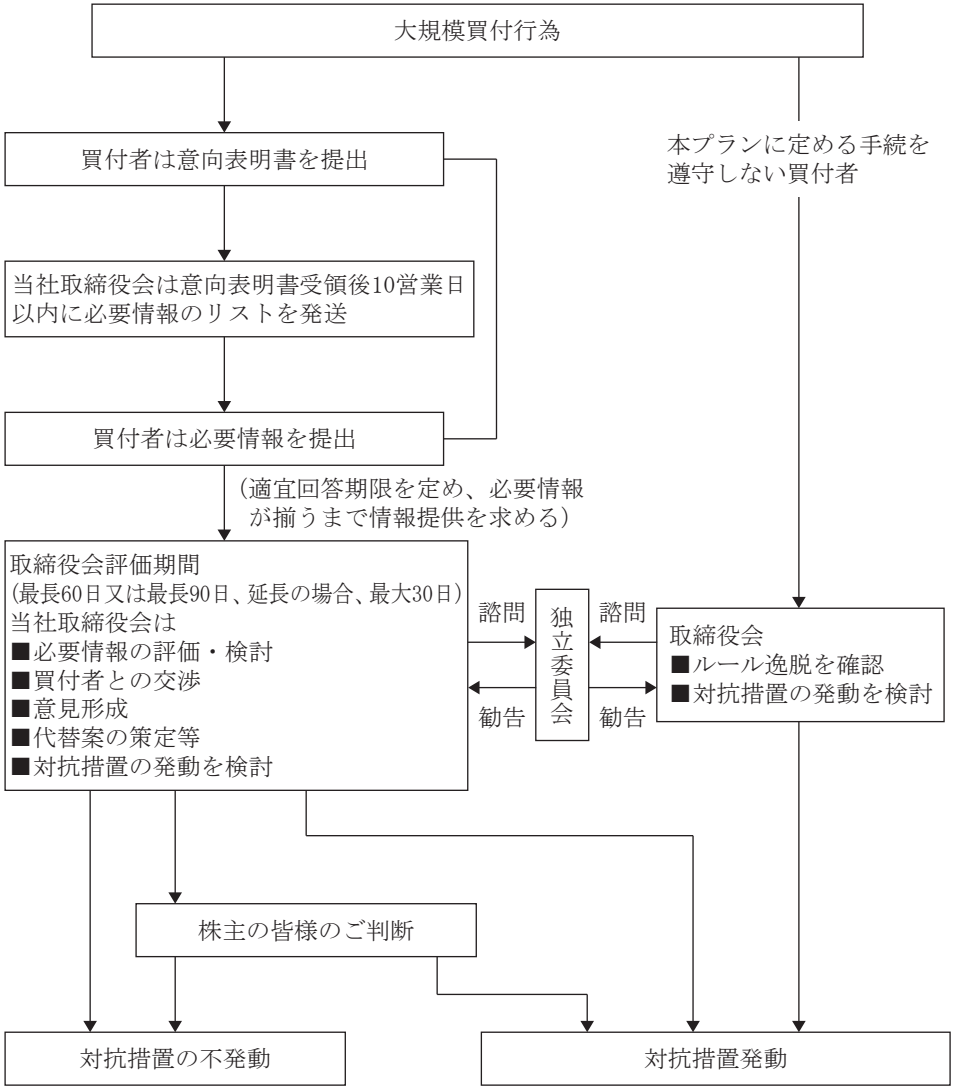
大規模買付行為
買付者は意向表明書を提出
本プランに定める手続を
遵守しない買付者
当社取締役会は意向表明書受領後10営業日
以内に必要情報のリストを発送
買付者は必要情報を提出
（適宜回答期限を定め、必要情報
が揃うまで情報提供を求める）
取締役会評価期間
（最長60日又は最長90日、延長の場合、最大30日）
当社取締役会は
■必要情報の評価・検討
■買付者との交渉
■意見形成
■代替案の策定等
■対抗措置の発動を検討
諮問
勧告
独立委員会
諮問
勧告
取締役会
■ルール逸脱を確認
■対抗措置の発動を検討
株主の皆様のご判断
対抗措置の不発動
対抗措置発動

別紙２

独立委員会の概要

・　独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

・　独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社の社外取締役及び外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。

・　独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うにあたって、当社企業価値及び当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動
②買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
③発動または決定した対抗措置の停止または変更
④前３号に準じる重要な事項
⑤その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項

・　独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。

・　独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

別紙３

独立委員会の委員の氏名及び略歴

北嶋　紀子（1974年10月25日生）

2000年10月	弁護士登録（現任）
2012年１月	フェニックス法律事務所共同代表（現任）
2015年６月	当社社外取締役
2017年３月	ダイトロン株式会社社外監査役（現任）
2019年６月	当社監査等委員である取締役（現任）

岡　健治（1961年２月27日生）

1990年２月	税理士登録（現任）
1990年３月	岡会計事務所開設
2015年６月	当社社外監査役
2019年６月	当社監査等委員である取締役（現任）

中田　英里（1973年１月20日生）

1995年４月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年４月	公認会計士登録（現任）
2016年３月	中田英里公認会計士事務所開設
2018年６月	当社社外取締役
2019年６月	当社監査等委員である取締役（現任）

＊北嶋紀子氏、岡健治氏及び中田英里氏は、いずれも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

以上

新株予約権の概要

１．新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

２．新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

３．新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

４．新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

５．新株予約権の目的となる株式の総数

（１）新株予約権１個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

（２）新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

６．新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める１円以上の額とする。

７．権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

８．譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

９．行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20％以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下、特定株主グループと合わせ「例外事由該当者」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10．取得条項

（１）当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

（２）前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権１個につき対象株式数と同数の当社普通株式（以下、「交付株式」という。）とする。

11．無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以上

別紙５

当社の大株主の状況（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　5,185,000株
(2) 発行済株式の総数　　1,560,000株（自己株式225,108株を含む。）
(3) 株主数　　1,778名
(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
有限会社新光企画	142千株	10.68%
Black Clover Limited	138	10.38
株式会社みずほ銀行	63	4.72
大同生命保険株式会社	43	3.22
三京化成従業員持株会	41	3.10
花王株式会社	35	2.63
グンゼ株式会社	34	2.60
小川和夫	32	2.46
ナカバヤシ株式会社	27	2.03
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	25	1.87

(注) 当社は自己株式225,108株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以　上

第３号議案　　退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)を退任されます小野敏夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法は、取締役会に一任いただきたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見を得ております。

退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、次のとおりであります。

氏名	略歴
小野（おの）　敏夫（としお）	2004年６月　取締役 2010年６月　常務取締役（現任）

以　上

(MEMO)

(MEMO)

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
電話(06)4705－2411

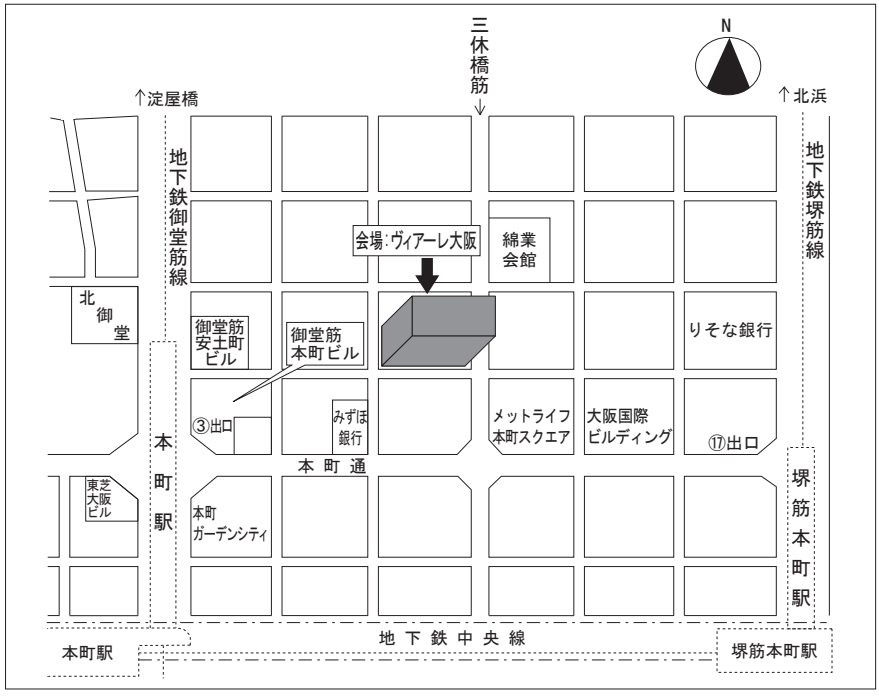

◎　地下鉄御堂筋線　本町駅③番出口から徒歩３分

◎　地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口から徒歩５分

（お願い）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。